

改正 令和2年11月18日 原規総発第2011183号 原子力規制委員会決定

令和2年11月18日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和3年1月1日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【その他】				【その他】			
外運搬規則第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、 <u>外運搬規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。</u>	※6	外運搬規則第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、 <u>同規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。</u>	※6
外運搬告示第3条第1項第1号の上欄	特別形核燃料物質等の設計の承認	基準は、 <u>外運搬告示第3条第1項第1号の上欄イ及びロに規定されている。</u>	※6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
外運搬告示第3条第1項第1号の下欄	外運搬告示別表第2の第2欄又は第3欄に掲げる数量の承認	基準は、 <u>外運搬告示別表第2に規定されている。</u>	※6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
※1～※5 (略)				※1～※5 (略)			

※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動する等の理由により設定しない。	※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動する等の理由により設定しない。
※7：（略）	※7：（略）